

# 史跡出雲玉作跡

発掘調査概報

島根県玉湯町

1972

## 発刊のことば

史跡出雲玉作跡は、玉湯町大字玉造字官頂を中心とする境内にあり、大正11年10月12日付時の内務省告示第270号によって史跡に指定された約28,000m<sup>2</sup>に及ぶ地域である。

玉湯町は、昭和40年都市計画法にもとづく地域開発の一大事業に関連して当指定地の整備を検討した結果、史跡公園として保存整備することとし、これが実施に踏み切った次第である。

文化庁及び島根県教育委員会の指示指導により、昭和44年より3ヶ年の断続的な調査を実施したが、これは指定地全域にわたるもので、埋蔵されている遺構遺物等史跡の全貌を確認しようというものであった。本町にとっては極めて重要であり、且つ相当大規模な事業であった。

この調査に当っては、島根大学教授山本清先生、和洋女子大学教授寺村光晴先生、島根県文化財保護室近藤正先生を主軸とする「史跡出雲玉作跡発掘調査団」の編成をねがい、万全の構えで作業の遂行に対処した。

発掘調査は順調に進められ、その間々々と玉類製作の工房跡が発見され、遺物も多數発掘された。こうした調査によって、この地域が大体古代の玉作集落の跡であることが確認されるなど、古代玉作文化に関する学術上貴重な収穫を得るとともに、公園整備の基本設計が確定されたわけである。

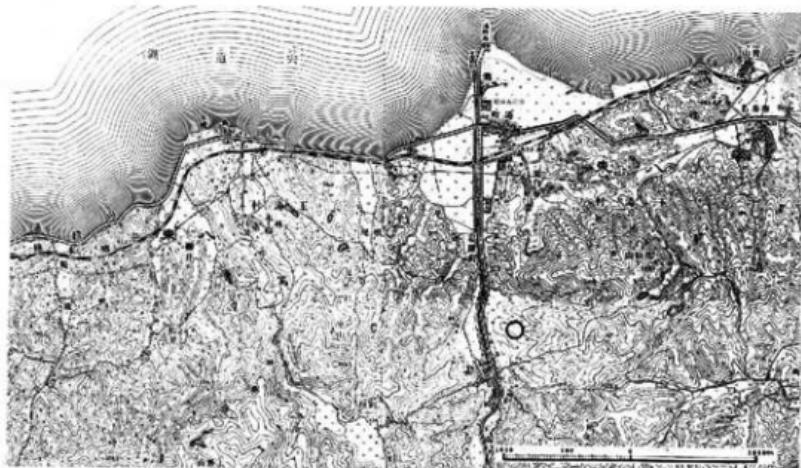
3年次にわたる発掘調査の成果については、関係当局の御指導はもとより、特に発掘調査団の方々の非常に御尽力の賜もので、ここに深く感謝の意を表する次第である。

この調査概報が、この種の学術上貴重な資料となり、また今日整備しつつある史跡公園の将来にとつて実証的な資料として大きな意義と役割を果してくれるものと思う。

文化財関係をはじめ、広く皆様が御一読下されば幸である。

昭和47年3月

玉湯町長 柳原 大造



史跡出雲玉作跡の位置

# 1. 出雲国の玉作

出雲国玉作は古来著名で、『古語拾遺』に「柳明玉命出雲國忌部玉作祖也。柳明玉命之孫、造御御玉、其裔今在出雲國、毎年与調物、貢進其玉。」

とあり、『延喜式』の「蟲時祭」条には、「凡出雲國所進御富岐玉六十通。三時大殿祭料卅六通。毎年十月以前令意宇郡神戸玉作氏造備。差使進上。」

また、同条の出雲国造奏神寿制の項にも「玉六十八枚。

赤水精八枚。白水精十六枚。青石玉盤四枚。」

などの記載がみえている。さらに、天平5年に勘造された『出雲國風土記』や同年8月の『出雲國計会帳』などにも若干の関係記事が認められる。これらの記載から出雲には平安時代のころまでなお玉作の生産集団が存在し、盛んに攻玉を実施していたことが知られる。しかし、実際にはそれが考古学の立場から、生産遺跡として認識され、検討されるようになったのは明治も後半に入つてからのことである。すなわち、明治42年、大道弘雄氏が「曲玉坂石に就て」(『考古界』第八編第三号)と題して、島根県八束郡玉湯町の玉作を紹介されたのがその嚆矢で、これは我が国における玉作遺跡に関する報告の初見でもあった。

出雲の玉作遺跡は、その後、松江市大草町・同東忌部町・乃木町、更には安来市佐久保町、大原郡大東町などでも注意され、その範囲は『出雲國風土記』にいう意宇郡を中心に広く大原郡にも及んでいたことが知られるようになった。一般に出雲国玉作とは、これら出雲所在の玉作遺跡すべてを総称するものである。ただし、これを狭義に解する場合は玉湯町所在の諸遺跡を指す。それは単に学史的な意味からだけではなく、これが出雲国玉作の中では最も盛んを極めた玉作であるからである。なかでも玉湯町大字玉造の記加羅志神社旧址を中心とするこの一帯は大正11年10月に国の史跡に指定され、更に昭和2年、浜田耕作博士等の『出雲上代玉作遺物の研究』が刊行されるに及び、広く全国に周知のものとなった。これまで玉湯町で蒐集されてきた遺物は、各種玉類をはじめ、末成品、砥石、工具、扇子拂、坩埚等龐大な量に達している。これらは発見のたびに式内玉作湯神社に奉納され、昭和14年5月に重要文化財に指定、昭和33年2月には追加指定されて現在に至っている。

しかし、これら出雲の玉作については昭和39年に松江市東忌部町の後原・中島遺跡の調査があったのみで、従来、その実態を決定する学術的な発掘調査はほとんど実施されることとなかった。そのため、考古学的事実と文献記載の一一致という点で古くから大きな関心がもたらながら、なお多くの問題が未解決のまま残されていた。特に、史跡出雲玉作跡においては、これが出雲国玉作の中心地とみられるだけに、学術的見地からの実態把握が各方面から切望され、その早期実現がまたれていた。

折りもよし、玉湯町では昭和40年度から年次計画をたてて指定地を史跡公園として整備し、保存するためその買上げを行ない、それに伴って遺跡の発掘調査を実施することになった。これは、早晚予想される文化財の破壊からこれを守る画期的な事業であり、遺跡買上げの先駆をなすものである。当時の町長新宮保重氏の先見とともに、町当局を中心とする関係諸氏の賛明なる措置というべきである。



史跡出雲玉作跡石碑

## 2. 調査の経過



鉛入れ式の風景

昭和40年に開始された整備計画は、昭和43年に指定地の買収を完了し、昭和47年度からは保存整備の工事期に入っている。この間、昭和44年3月にバイパスの建設工事に伴い史跡指定地の東縁が緊急調査され、きわめて重厚な集落址とその縁辺が検出された。また、昭和45年3月には指定地の東側に隣接する鳥場丘陵で古墳・古墓・住居址の調査がなされた。そして、昭和46年の3月と8・9月に遺跡を史跡公園として整備・保存するための遺跡整備計画に先立ち、学術的見地からの発掘調査が行なわれた。これは、玉作の集落や工房址の範囲、規模、時期等を確認し、出雲玉作の構造的な特質を把握するとともにその考古学、古代史上での意義を解明し、史跡公園整備への基礎資料とするものであった。

### 昭和44年の調査

史跡指定地の東縁を南北に道路が建設されるためやむを得ず実施したもので、山本清、寺村光晴、近藤正の他、島根大学、国学院大学の学生諸氏が協力参加した。調査は東側のA地区（字宮垣）東縁を第1地区、南側のC地区（字向畑）東縁を第2地区とし、さらに第1地区については、道路敷予定地のセンターラインと地形変換線を基準にA～Dの4区に区分した。

調査の結果、A地点では9個の堅穴を検出した。いずれも碧玉、瑪瑙、水晶等の原石、剥片及びこれらの石材による各種玉類未成品を伴い、攻玉に関係する堅穴と認められた。しかし、相互に複合し、複雑な切り合い関係を示していたため、全プランを推定し得たのは69A I号址のみであった。B地点では8個の堅穴（不明瞭なものも含む）と5個の土痕を検出したが、ここでも堅穴は複雑に重複し、明瞭な工作用ピットを伴ったものは69B III号址だけであった。しかし、出土遺物はA地点同様極めて多く、ほとんどの堅穴が玉類の生産に関係する工房址と推察された。C地点は道路敷地のセンターより東側にあたるところで、遺構は検出されなかった。また、最北端にあたるD地点でも遺構や遺物は認められなかった。

第2地区は、遺跡全体の南側斜面にあたり現在水田となっているところである。碧玉や瑪瑙片等が若干出土し、遺構らしきものも認められたが、青灰色粘土層が地山面まで続いている。常に湧水が著しく常態を保つことは困難であった。

昭和44年の調査では、宮垣台地（A地区）のA・B地点において、極めて多くの堅穴及び遺構を認め、その大半は玉作工房址と推察された。また、この発掘区は史跡指定地の東縁にあたり、調査では玉作集落における縁辺を検索したものと考えられた。

### 昭和46年の調査

昭和47年度から開始される整備計画への基幹条件をなす遺跡の実態調査で、文化庁の指導と島根県教育委員会の指導・援助の下に、史跡出雲玉作跡発掘調査團が3月（第1次）と8・9月（第2次）の両度にわたりこれを実施した。

**第1次調査** 遺跡における玉作工房址群（集落）の分布、範囲等を確認し、次期調査への基本的な資料を得、ついで他の目的に及ぶものであった。調査は史跡地内を自然地形によってA（宮垣）、B（向畑）、C

(青木原) の 3 地区に分け、それぞれ全面に  $2 \times 2$  m を単位とするグリッドを設け、これによって約 200 個のテストピットを穿った。その結果、3 地区とも山裾の地形変換線にそって帶状に集落の存在がたしかめられ、さらに C 地区ではこれが一部指定地外にも及んでいることが推察された。

この他、A 地区において、特色ある溝状構造と 5 個の竪穴を確認し、うち明瞭な工房機能を備えた 71A I 号址のプランを現出した。また、B 地区では丘陵の西端部より 4 個の工房址と土壙墓が検出された。

**第 2 次 調査** 前回の調査結果にもとづき、より完全な史跡公園整備への資料の提示と本遺跡のもつ特性や玉作の開始時期など、これらに関連する諸問題を解明するため、從来未調査であった C 地区及び A 地区の一部ならびに記加羅志神社址占墳 (K 地区) の発掘を行なった。この調査では、特に C 地区において 3 個の半傾斜床竪穴ともいべき特殊な竪穴と弧状にめぐらされた 2 本の溝状構造の検出されたことが注目された。しかも、傾斜床竪穴のうち、明らかに攻玉を行なっていたのは、71C II 号址のみで、他の二例には玉作の実施は認められなかった。なお、この他 A 地区で工房址が 2 個、また記加羅志神社址占墳の墳頂より土壙墓 5 個が確認された。

調査は第 1 次、第 2 次とともに、遺跡の特殊性からくる発掘の難かしさや不順な天候により、難波するところが多かったが、こうしたなかにあって、上記のような多大な成果を挙げることができたのは、一に調査員の真摯な態度と熟練した細心の発掘技術によるものであったことをここに銘記しておきたい。



69 年 第 1 地 区 の 調 査

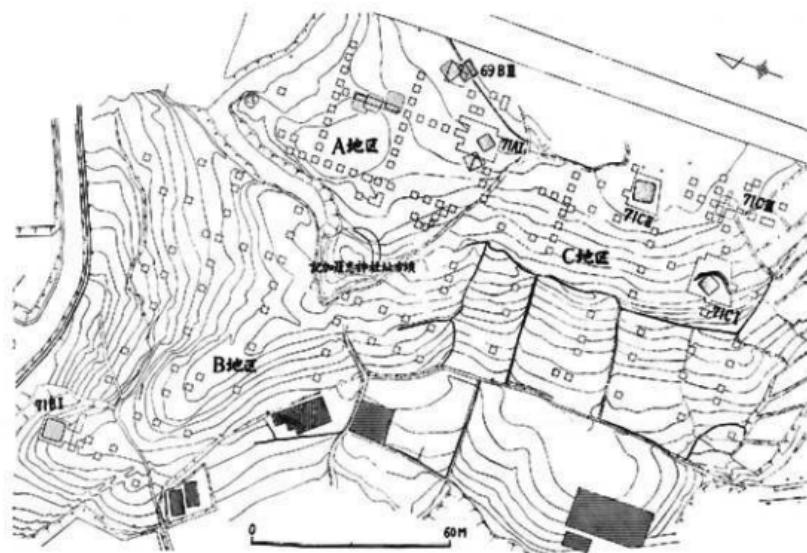
### 3. 遺跡の概要

#### 位置と環境

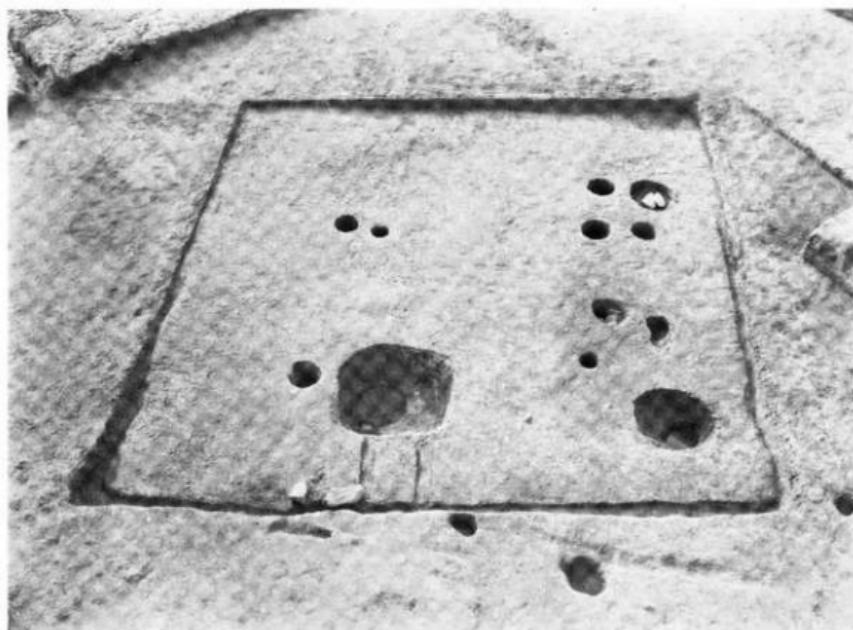
遺跡は宍道湖に注ぐ玉作川の右岸にあり、丘陵の山麓に沿う台地上に位置している。遺跡からは北に宍道湖をへて島根半島が遠望され、眼下には玉造の温泉街がひろがり、眺望まさに絶佳ともいべき地を占めている。いま遺跡の中央には記加羅志神社の旧社地と伝える地がありここに古墳が存在し、山並みは碧玉、瑪瑙、水晶等の玉材を産出する花仙山へと続いている。『出雲国風土記』の忌部神戸の条に「即ち川の邊に湯を出す。出湯の在る所は、海陸を兼ねたり。仍りて男も女も、老いたるも少きも、或るは道路を堅駕ひ、或るは海中を洲に沿ひ、日に集ひて市を成し、織粉<sup>うぢこ</sup>蒸<sup>うぢ</sup>樂<sup>あそ</sup>ぶ。」とあるのは、このあたりの状景を表現したものといわれている。また、史跡地の周辺には北に青木原古墳群、北東に徳連湯古墳、同横穴、東側の丘陵に鳥場古墳群、史跡地の西にはりだした丘陵の突端には小丸山古墳、さらに玉造川を挟んで対岸の丘陵には扇廻古墳、岩屋寺跡横穴群、玉造築山古墳などが分布している。これらは主に中期から後期にかけて築造されたもので、当地における玉作集団の存在と密接な関係をもつものである。

史跡指定地は約28,000m<sup>2</sup>の広範囲にわたるが、自然地形によって次の3地区に分けられる。すなわち、A地区は記加羅志神社址古墳を含む山裾の地で、若干の起伏はあるが、ほぼ平坦な旧畠地である。B地区はA地区に西接する舌状の丘陵で、先端は温泉街へ連なっている。C地区はA地区に南接した山麓の傾斜地で全体が西にゆるやかに傾斜し、南縁は急下降して水田となっている。

以下、昭和46年の調査結果を中心に各地区ごとにその概要を記すことにしよう。



史跡出雲玉作跡地形測量図（グリッドは2×2m単位）



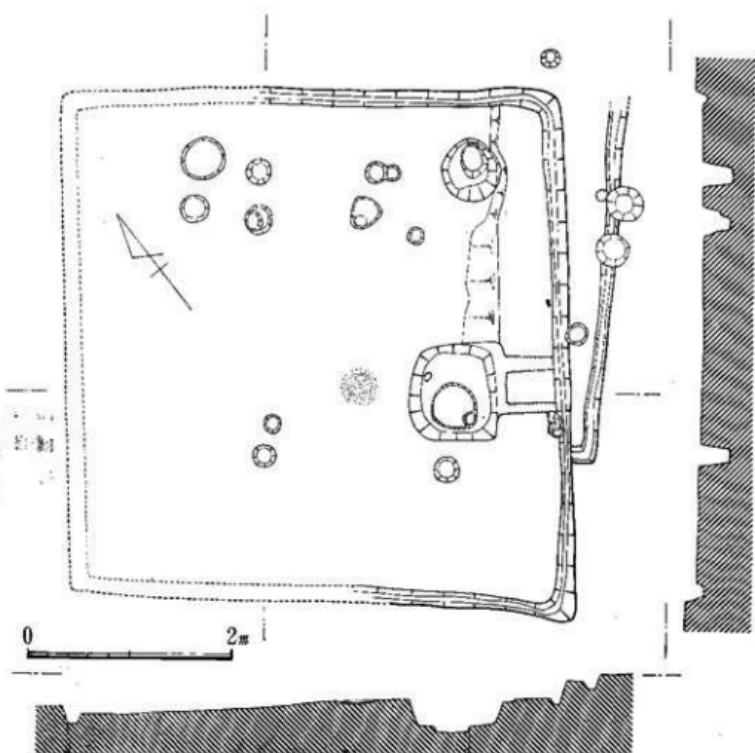
71A I 号址

#### A 地区（字宮垣）

本地区においては、台地の東半及び南半部に堅穴群（集落）が認められ、更にこれを囲むように集落の北側と西南側に3本の溝状遺構が存在していた。堅穴は大半が攻玉に関係するもので、昭和44年の調査によるものを含めると23個にも及ぶ。しかし、これらは同一地点にいくつもの堅穴が重なり合い、極めて重厚な複合関係を示していたため堅穴の全プランが把握されたのは、わずかに69A I, 71A I号址の2箇にすぎなかった。

**69A I号址** 西壁を欠くが、一辺約5.6mあまりの方形に近い堅穴とみられる。東壁に接する中央部に長径77cm、短径70cm、深さ23cmの不整形な工作用ピットが設けられている。また、堅穴の西南部に長径120cm、短径87cmの浅い長方形の凹みがあり、これも攻玉に関係するピットと推定された。床面はほぼ水平であるが、厳密にいうと工作用ピットのある東半部がやや高くなっている。ここを中心にして碧玉製の管玉、勾玉未成品、瑪瑙勾玉未成品、水晶平玉未成品、ガラス小玉及びこれらの副片、石屑片など極めて多くのものが出土した。しかも、その出土状態は工作用ピットを中心にして生産に関連する工房址の機能を如実に示していた。土器は須恵器の第Ⅲ期に属している。なお、本址はより古い69A VII号址と複合して床面下よりその工作用ピットが検出された。

**69B III号址** 一辺約5.6mの方形プランを有するものとみられるが、耕作による擾乱で堅穴の東半部が約半残存するのみであった。工作用ピットは、東壁に接して設けられ、長径55cm、短径38cm、深さ17cmで梢円形を呈している。出土遺物は極めて多く、工作用ピットの周辺に碧玉製管玉未成品、勾玉未成品、水晶及び



71A I 号址 実測図

瑪瑙製半玉木成品、滑石製臼木成品など各種のものが集中していた。なお、本址から発見された須恵器は69A I号址と同様、第Ⅱ期の特徴をもつものである。

71A I号址：南壁長5.08m、北壁長4.76m、東壁長4.8m、西壁長4.76mの梯形プランをもち、南壁の中央よりやや西側に工作用ピットが穿たれていた。工作用ピットは90×82cmの胸張り長方形を呈し、幅12cmの浅い2本の溝で周溝に接続していた。工作用ピットの東南部に定型式の筋延石が置かれ、窓穴の東北隅には石英塊の集積がみられるなど、工房内における生産の機能を明瞭に示していた。なお、本址は71A III号址など3個の窓穴と複合関係にあった。

この他、A地区には北部と西南部に3本の溝状遺構が存在していた。いずれも層位の観察から工房址群と密接な関係をもつものと思われたが、詳細については追求するに至っていない。

## K 地区（記加羅志神社旧址）

A地区の西端、記加羅志神社址古墳を中心とする地域で、ここでは玉作集団の墓制と集落との関係を調査した。その結果、横穴式石室の存在と5個の土壙墓が検出された。

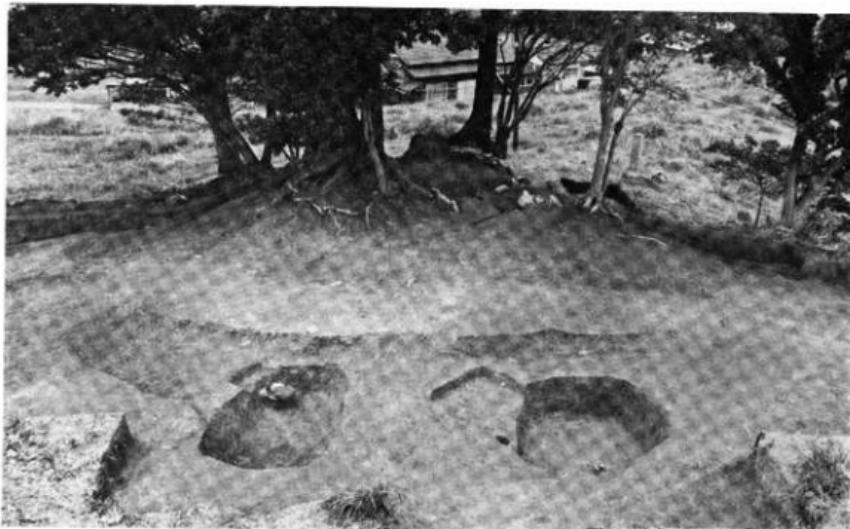
**記加羅志神社址古墳** 径約14mの円墳で、墳丘の東麓に浅い周溝があげらされている。高さは、墳頂部が削平されているため不明である。埋葬施設は墳丘のほぼ中央に後門を北北西に向けて開口する小形の横穴式石室で、近傍より産出する板状の軟質凝灰岩を組み合せたものであった。既に天井石等を失っていたが、基底部で全長2.55m、玄室長1m、奥壁幅1.65m、羨道部幅1.35mを計測した。副葬品は、羨道部に須恵器（第III期）の高环5個、蓋环2個がおかれており、他に玄室内の擾乱部よりガラス小玉1個、丸玉1個が発見されている。

**土壙墓** 墳丘東麓の周溝内より4個、西麓で1個（第5号墓）の計5個が検出された。いずれも長さ2.8～3.0m、幅1.2～1.5m前後の長方形土壙で、うち第1、第4号墓には壙内に第II期の須恵器が副葬してあった。

なお、第1～第4号墓の上部には工房址が存在したと推察され、玉類未成品、剥片等が土壙内に堆積し、かつ一部に床面及び焼土（灰）が残存していた。



石室基底部及び須恵器出土状態



記加羅志神社址古墳と土壙墓



滑石製白玉未成品の出土状態（71B II号址）

## B 地 区（字青木原）

本地区ではA地区から西へ馬脊状にのびた丘陵の北縁部及び北端に集落の存在が認められ、さらに北端部で4個の堅穴が検出された。しかし、堅穴は相互に複合していたため全プランを把握し得たのは71B I, 71B II号址の2個のみであった。しかも、これらはともに丘陵の傾斜地に営まれていて北半部を失い、かつ堅穴の中央部に土塗壁が在存し、これによつても一部破壊されていた。

71B I号址 南壁長6.14m, 残存東壁長2.9m, 同西壁長5.35mで、南壁のほぼ中央近くに工作用ピットが穿たれてゐる。本址は全プランの約3分の1しか残存していなかつたにもかかわらず、記録した完成品、未完成品、原石、大形剥片は1500点以上にも達している。もし完全工房であったなら、なお驚くべき出土量であったであろう。玉類としては、滑石製白玉、碧玉製管玉、勾玉のほか水晶瑪瑙などがあり、特に滑石製白玉未完成品の多いのが注目された。また、本址ではカマド形土器が窯とともに出土し、かつ中央に炉があり、工房機能と住居機能の同時存在が認められた。時期は須恵器の第II期に属している。なお、B II号址はB I号址よりやや古く、プランも若干小さい工房であった。

**土壤壁** B I, B II号址の中央部に存在していたもので、長径2.49m, 短径1.23mの小判形土塗である。調査品を伴わないので時期は不明であるが、層位関係からB I号址以降のものと観察された。



71B I・II号址と土壤壁（重複を示す）

## C 地区(字向畠)

本地区においては、山麓の斜面に沿って上部と裾部に帯状に集落が存在し、中央部にも若干の遺物包含層が認められた。このうち裾部の集落は指定地外の西側へ伸び、さらにその一部はB地区丘陵の南縁に沿って北東に達し、これも指定地外に至るものと推定された。

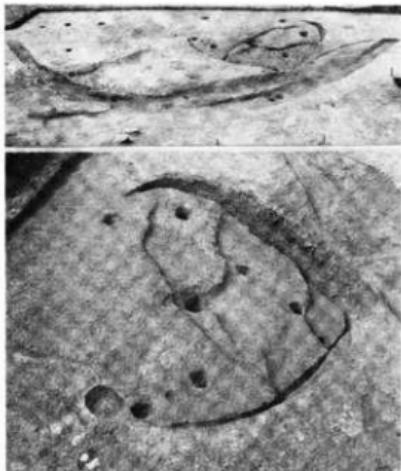
調査は斜面の中段を第1地点とし、上部については最上段を第2地点(北側)と第3地点(南側)の2区に区分した。その結果、第1地点では弧状にめぐる2木の溝状遺構とその内側に接して床面に傾斜を有する特殊な堅穴(71C I号址)が検出された。なお、溝状遺構の上部にも堅穴の存在が予想されたが、耕作面に近いため明瞭な遺構は認められなかった。

71C I号址 一辺4mの隅丸方形プランを呈すが、耕作による擾乱が著しく、北壁と東壁及び西壁の一部を残すのみであった。本址は半傾斜床堅穴ともいべき特殊な堅穴で東半部の床面が中央部より約14度の角度で東に傾斜していた。すなわち、東北側が最も深く、西半部床面より66cm低くなっている。しかも、床面に高さ5~10cmのテラスが3段にわたって設けられており、これも本址の特徴の一つとなっていた。テラスの端は黒褐色土の上に粘土の貼り床がなされていた。主柱穴は4個で各隅に相対する位置に穿たれ、中央にやや大き目のピットがあった。この他、本址に付属すると思われる支柱穴が5個確認されている。また、堅穴中央部の北西寄りで軽井戸と思われる14×16cm、厚さ2cmの焼土が認められた。更に中央部のピットに接して土器部の壺と器台などが集中して存在していた。土器はいずれも鍵尾式の特徴をもつもので、この他には遺物はほとんどなく、本址での攻玉の実施は認められなかった。

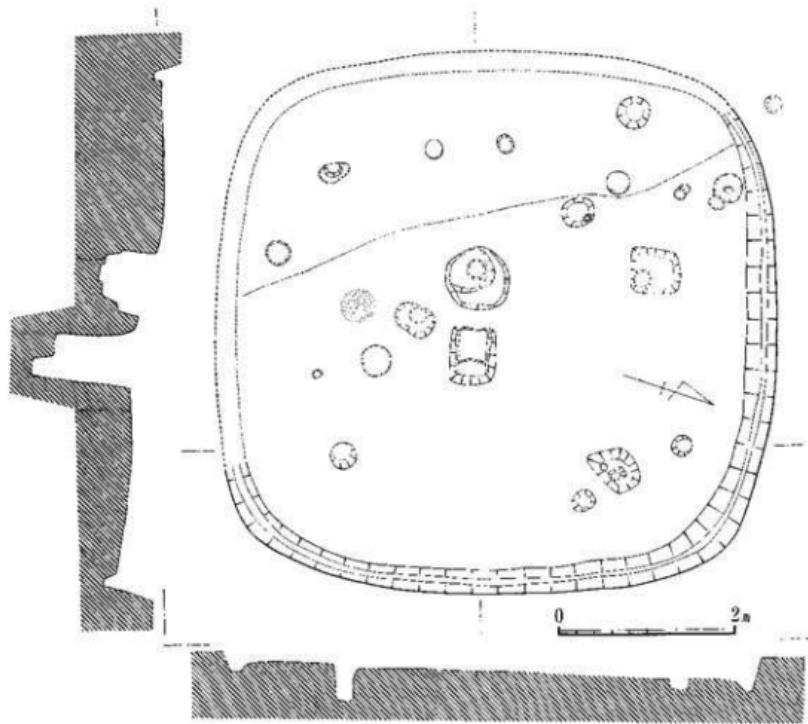
溝状遺構 71C I号址に接して東側にめぐらされていた2本の溝で、南北に弧状をなし並列して存在していた。内側(西側)の第I溝は長さ11.45m、幅50~80cm、深さ10~27cmで、断面は浅いU字形を呈している。第II溝は第I溝の東側(外側)に隣接し、南端が第I溝の両半部と接していた。長さ12.2m、幅80~110cm、深さ10~22cmあり、断面形はやはり浅いU字形をなしていた。

両溝とも密着する遺物が検出されなかつたので、時期は明らかでないが、発掘の結果では第I溝(古)→第II溝(新)という前後関係が確められている。

第2地点においては、71C II号址と71C IV号址が重複して検出された。後者は平床の堅穴で表土下近く位置していたため、床面が耕作等で削平され、わずかに柱穴、工作用ピットを残すのみであった。71C II号址は第1地点の71C I号址と同じく半傾斜床の堅穴である。



上C地区第1地点遺構 下71C号址(半傾斜床堅穴)



71C II 号址 施設図

71C II 号址 南、北壁の一部及び西壁を欠くが、一辺約 5.7m 前後の圓丸方形堅穴とみられる。主柱穴は 4 個でそれぞれ対称的な位置に存在し、床面の中央部には 62×38cm、深さ 112cm の長方形プランの工作用ビットが穿れていた。また、西縁で出入口と推定される小ビット 2 個も認めている。71C I 号址ほど顕著ではないが、この堅穴も床面に傾斜があり、全体の約 8% が東へ 9 度傾いていた。遺物は工作用ビットに接して筋底石、更に北東隅に筋底石が据え置かれ、碧玉の剥片、石屑片がおびただしく出土し、その在り方は工房内における攻玉上の機能を如実に示すものであった。特に本址では碧玉製管玉未製品が多く、150 点以上を数えたが、これは单一工房内の出土量としては記録的な数である。工作用ビット及び床面に密着していた上器は、鍵尾式終末の特徴を備えるものである。

なお、本址の上部に複合していた 71C IV 号址は、古墳時代以降に營まれた工房と推定された。

第 2 地点の南側にあたる第 3 地点でも 71C I、C II 号址と同様な半傾斜床堅穴が存在していた。71C III 号址がそれである。しかし、この堅穴は擾乱部分や黒色土中に營まれた箇所があり、全プランの現出にはかなりの困難が予想され、発掘には至っていない。発見された上器はやはり鍵尾式に属するが、本址での攻玉の実施は明らかでなかった。

## 4. 史跡出雲玉作跡の意義

出雲国玉作は古典にその記載がみえる唯一に近い玉作として、単に考古学のみならず古代史上においても古くから大きな関心がもたれていた。大道弘雄氏に始まり、柴山常憲、吉井太郎、梅原末治、野津左馬之助、樋口清之、大場磐雄、加藤義成、水野祐、市村公氏など、これまで多くの学者により幾多の業績が発表されてきたのも、実はこの玉作が考古学的事実と文献記載の一致という極めて興味ある問題を提供するものであったからに他ならない。特に、史跡出雲玉作跡は、質的にも量的にも他の比類をみない優れた攻玉遺跡で、早くから全国に周知され、生産遺跡の研究史上はたしてきの役割も極めて大きい。しかし、こうした多年の研究にもかかわらず、出雲国玉作については、なお不明な点が多くあった。それは一つには、玉作の実態を決定する考古学的な発掘調査がこれまでほとんど実施されていなかったことによる。

今回の調査は決して十分なものとはいい難く、むしろ史跡指定地の九牛の毛を検索したにすぎないが、全般的な傾向として工房址群（集落）の分布状態や工房址内における生産の在り方、内容等を知り得たことは、これまで未知であった本遺跡の問題解明に大きな手掛かりが得られたものといえよう。すなわち、これまでの調査結果を要約すると、次のような要点が注目される。

まず第1に、本遺跡における工房址群の分布は、3地区とも山裾の傾斜変換線にそって帯状に認められたことである。このような集落立地は從来知られている古墳時代集落の在り方とは明らかに異なるものである。たとえ、それが自然地形の制約によるものであるとしても、本遺跡の特性を如実に示すものと解してよからう。しかも、発見された工房址群は一時期に集中して営まれたものではなく、かなりの長時間にわたりいくつものものが同一地点に存在し、極めて重厚な堅穴の複合関係を思わせた。また、A地点においては工房址群と占墳、換言すれば住居及び生産地域と墓域とが区別されていた。これは玉作集団の規制においてはじめて確認されたことであり、注目すべき成果の一つといえる。

第2に、本遺跡における攻玉の上限が予測されたことである。すなわち、71C I、C II、C III号址は床面に傾斜をもつ特異な堅穴で、いずれも鍵尾式土器を作り、このうち明らかに玉作が実施されていたのはC II号址のみで、他には攻玉は認められなかった。しかも、史跡指定地においては鍵尾式以前の土器を作り工房址は未検出である。とすれば、これまでの調査結果に關するかぎり、本遺跡での玉作の開始は71C II号址のことと考えてよい。このことは単に本遺跡における玉作の上限が求められただけでなく、出雲国玉作の性格究明や更には我國の古代玉作の解明に重要な問題を提起するものと思われる。

第3に、攻玉期間を含めて本遺跡は、弥生時代以来、奈良・平安時代に至るまで連綿と存続していることが明らかになった。更に表面採集等の所見を加えると縄文時代の遺物も存在している。このように極めて長期間にわたる居住と攻玉の盛行がみられるることは、他に類例の少ない注目すべき遺跡ということができる。

次に、遺構については、

(1) 工房址は時期差によって生産内容や工房機能に一定の相違を示していた。例えば、71A I号址が碧玉と石英を主な玉材としているのに対して、これよりやや新しい71B III号址は、碧玉、水晶、滑石を主体としていた。また、工作用ピットについてもそれぞれ時期と生産内容の違いによって特殊性が認められた。しかも、各工房址とも生産の場がすなわち生活の場で、工房と住居が同一であった。これらの点は、工房内における生産の在り方とその変遷を知る上で重要な知見といえよう。

(2) C地点において半傾斜床堅穴ともいべき特殊な堅穴住居及び工房址が検出されたこと。すなわち、

71C I 号址は堅穴の床面が東側に14度、C II 号址は9度傾斜するが、このような堅穴は、従来の堅穴住居址の概念では律し切られないものであり、C II 号址ではこうした傾斜のある堅穴で攻玉が行なわれていた。何故かのような傾斜の床を必要としたのか今後の研究課題であるが、ともかく本例がこの種堅穴の初見であり、堅穴住居址の研究上一つの時期を画す資料となるであろう。なお、これらはいずれもある限られた尾端式土器の範疇に属していることも注目される。

(3) 性格は明らかでないが、C 地区第1地点において弧状にめぐる2本の溝状遺構が検出された。また、形態的にこれとは異なるがA地区にも特色ある溝状遺構が存在していた。これらが集落構成の中でどのような機能を持たしていたのか興味あるところである。

(4) これまで未知であった記加羅志神社址古墳の実態が明らかになり、同時に墳墓より類例の少ない須恵器のII期に属する土塙壺が検出された。

この他、71B I 号址においてカマドと竈のセットが炉と併存していたことなども注目すべき知見といえよう。

出土した遺物は、これまで数次にわたる発掘調査を通して、勾玉、管玉、丸玉、切子玉、臼玉、小玉、平玉、環玉、水晶垂玉、石製模造品（手持勾玉、有孔円板）及びこれらの未成品、磁石（外磨筋磁石、外磨平磁石、内磨低磁石）、鉄製錐、土器（後期赤生式七管、上師器、須恵器）など、まさに驚くべき龐大な量に達している。なかでも71B I 号址のごときは、床面が約強しか残存していなかったにもかかわらず、完成品、未成品、大形剥片、原石は1500点以上に及び、石片をも加えれば幾に万を越すものと思われる。これは1個の工房址内出土の遺物量としては現在他に比肩するものがない。また71C II 号においても着玉の原石、剥片、石屑片がおびただしく出土し、管玉未成品だけでも150個近くを数えた。これも單一工房址内における管玉の出土量としてはいまのところ我が國最多量である。なお、玉材には碧玉の他、石英、瑪瑙、水晶、滑石などが用いられていたが、これらの使用量は時期により差が認められた。

以上の諸点は、史跡出雲玉作跡をはじめとする出雲国玉作の解明に多くの新知見をもたらしただけでなく、ひいては古代山脈の在り方にも関連する重要な問題を提供したというべきである。更にいえば、史跡出雲玉作跡の追求は、古代社会における玉作部の性格や生産構造の特質にも連なり、その解明に資するところ大なるものがあると予察される。このように史跡出雲玉作跡は、極めて重要な課題を負い、その意義は広く古代史上の問題とも関連して一層重要性を増すものと思考される。

## あとがき

本概報は、玉島町教育委員会が昭和44年3月と昭和46年3月及び8・9月に実施した史跡出雲玉作跡の発掘調査に関する記録である。調査は各地区とも土質・層位の変化が極めて複雑で遺構の重複が甚しく、加えて比類をみない多量の遺物出土という条件が重なり難解するところが多かった。しかし、率にして既述の如き、好成績が得られたのは、調査関係者一同の真摯な態度と学問に対する信頼によるところが大であったことを特に記しておきたい。

この概報は調査終了後、僅かの期間に整理と執筆を終え、印刷に付きなければならないという事情から、不備な点が多いと想われる。例えば、遺跡全体の括り（未指定地区も含めて）と炎落の構成、また同一時期における工房址の分布や在り方、攻玉技術の問題、さらに文献記載の上の問題点等、今後に残した課題も少なくない。これらについては、後日改めて計画する本報専において補いたいと考えている。

なお、本概報の編集・執筆は寺村光晴、近藤正、前島己基が当たり、山本潤がこれを監修した。しかし、実際には調査に参加した全員と発掘に協力された方々、及び遺物の整理に当たった多くの人々の努力の結晶によりでき上がったものである。ここに記して関係諸氏並びに調査隊に対し深甚の謝意を表する次第である。

# 史跡出雲玉作跡調査関係者

## 史跡出雲玉作跡発掘調査団

団長 山本 清（島根大学教授）  
副団長 寺村光晴（和洋女子大学教授）  
調査委員 井上猶介（松徳女子学院教諭・日本考古学協会会員）  
池田満雄（県立松江南高等学校教諭・日本考古学協会会員）  
近藤 正（島根県教育庁文化財保護主事・日本考古学協会会員）  
東森市良（松江市立女子高等学校教諭・日本考古学協会会員）  
相山林繼（国学院大学日本文化研究所研究員・日本考古学協会会員）  
前島己基（国学院大学大学院学生）  
鈴木克彦（国学院大学大学院学生）

## 調査員・同補助員

石川辰一郎、一山 典、安藤文一、  
千家和比古、青木 豊、高橋重種、  
松本岩雄、原 啓子（以上国学院大  
学生）今岡 稔、横山純夫、手島裕  
行、原 誠、川瀬雅博、石田秀孝  
藤原一三、官浦康太郎、森本真理子  
本池啓子、山形章子（以上島根大学  
学生）

調査協力員 松江市立女子高等学校社会科クラ  
ブ員、玉湯町立玉湯中学校生徒  
指導・協力 文化庁文化財保護部記念物課  
島根県教育委員会

## 史跡出雲玉作跡発掘調査事務局

### 玉湯町教育委員会

教育長 小室 隆寿  
主事 福庭 祥夫・小西 祥弘

## 史跡出雲玉作跡調査協力者

玉湯町青年団、藤原楨徳、松浦裕雄、  
吉田房芳、福庭佐枝子、藤原マサ子、  
渡辺千代子、吉田キクノ

## 史跡出雲玉作跡整備委員会

山本 清（史跡出雲玉作跡発掘調査団長）  
寺村 光晴（同発掘調査副団長）  
井上 淳、遠藤 雅巳、遠藤 融、  
新宮 保重、杉谷 隆、高木 房宣、  
竹下 勝美、長谷川正司、長谷川太重、  
長谷川八郎、福間 定義、松浦 正典  
(以上町内関係)



史跡出雲玉作跡（大正11年10月指定）

## 執筆者

山本 清、寺村 光晴、近藤 正、  
前島 己基

監修 山本 清  
構成 寺村 光晴・近藤 正  
編集 前島 己基

## 史跡出雲玉作跡

—発掘調査概報—

昭和47年3月30日 発行◎

発行 玉湯町教育委員会  
島根県八束郡玉湯町

印刷 株式会社報光社  
島根県平田市平田町